

議案第77号

福岡市児童相談所条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 2 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉法の一部改正に伴い、児童相談所の業務に関する規定について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市児童相談所条例の一部を改正する条例

福岡市児童相談所条例（昭和47年福岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第11条第1項第2号ロからホまで」を「法第11条第1項第2号（イを除く。）に掲げる業務、同項第3号」に改め、「掲げる業務」の次に「（広域的な対応が必要な業務を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。